

「東京都子供・子育て支援総合計画」の概要

第1章 計画の目指すもの

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨及び性格
子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、都における子供・子育てに関する総合計画として策定します。
本計画は、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第9条に基づく都道府県行動計画などを合わせて一的に策定します。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間
計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

- 3 教育・保育の区域認定
質の高い教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める単位となる区域を次のとおり設定します。

1号認定 希望	3歳以上幼稚園等での教育を	都全域を一つの区域認定とする。
2・3号認定 り	0～5歳で、保育の必要性があ る、保育所等での保育を希望	区市町村が、地域型保育の認可に当たり認定する「区市町村認定区域」と同一とする。
地域子ども・子育て支援事業		区市町村ごとに1区域とする。

- 4 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」
都は、区市町村が地域の実情に応じて計画的に教育・保育の基盤を整備していくよう、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を次のとおり定めます。

教育・保育	都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、平成29年度末までに待機児童が解消されるよう「確保方策」を定め、区市町村がそれを達成できるよう、必要な支援策を講じていく。
地域子ども・子育て支援事業	区市町村計画の集計値を参考しつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込む。

3つの理念

< 基本理念 >

- ① すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・実現する。
- ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- ③ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

5つの目標

< 基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標 >

- ① 地域における妊娠・出産・子育てのための安心支援の仕組みづくり
- ② 乳幼児期における教育・保育の充実
- ③ 子供の成長段階に応じた支援の充実
- ④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- ⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

5つの視点

< 計画の推進にあたって留意すべき視点 >

- ① 「すべての子育て家庭」への支援の視点
- ② 家庭を「一体的に」捉える視点
- ③ 子供と子育て家庭の立場からの視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広範的な自治体の役割からの視点